

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

SMFGでは、経営理念の実現のために、コーポレートガバナンスの強化・充実を経営上の最優先課題のひとつとし、実効性の向上に取り組んでいます。また、コーポレートガバナンスに関して参照すべき原則・指針として「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定しています。

- ➡ 「SMFGコーポレートガバナンス・ガイドライン」については、以下のウェブサイトをご覧ください。
http://www.smfg.co.jp/aboutus/pdf/cg_guideline.pdf

三井住友フィナンシャルグループの体制

持株会社の三井住友フィナンシャルグループは、監査役会設置会社として、以下の体制を敷いています。

取締役会

取締役会は、会社の重要な業務執行を決定するとともに、業務執行役員の職務の執行を監督しています。議長は取締役会長が就任し、業務全般を統括する取締役社長との役割分担を図っています。14名の取締役で構成され、うち5名が社外取締役です。（2016年6月末時点）

取締役会には、「人事委員会」「報酬委員会」「監査委員会」および「リスク委員会」という4つの内部委員会を任意で設

け、社外取締役がすべての内部委員会の委員に就任し、業務執行から離れた客観的な審議が行われる体制を構築しています。特に人事委員会、報酬委員会と監査委員会では、社外取締役が委員長を務めることで、ガバナンス機能の一層の強化を図っています。

監査役および監査役会

監査役制度を採用し、独任制の監査役が、監査役全員で構成する監査役会が定める監査方針にしたがい、取締役の職務執行状況を監査しています。監査役6名中3名は社外監査役です。

グループ経営会議

グループ全体の業務執行および経営管理に関する最高意思決定機関として、取締役会の下に「グループ経営会議」を設置しています。同会議は取締役社長が主宰し、取締役社長が指名する役員によって構成されます。業務執行上の重要事項等は、取締役会で決定した基本方針に基づき、グループ経営会議における協議を踏まえ、採否を決定した上で執行しています。

▶ 内部委員会（任意）の委員構成

◎：委員長、○：委員

		人事委員会 (社内1、社外5)	報酬委員会 (社内3、社外5)	監査委員会 (社内4、社外3)	リスク委員会 (社内3、社外4)
横山 禎徳	社外取締役	◎	◎	○	○
野村 晋右	社外取締役	○	○	◎	○
アーサー M. ミッチェル	社外取締役	○	○		
河野 雅治	社外取締役	○	○	○	○
桜井 恵理子	社外取締役	○	○		
奥 正之	取締役会長	○	○	○	◎
宮田 孝一	取締役社長		○	○	○
國部 毅	取締役		○	○	○
荻野 浩三	取締役			○	
山口 廣秀*	外部有識者				○

* 日興リサーチセンター株式会社 理事長、元日本銀行副総裁

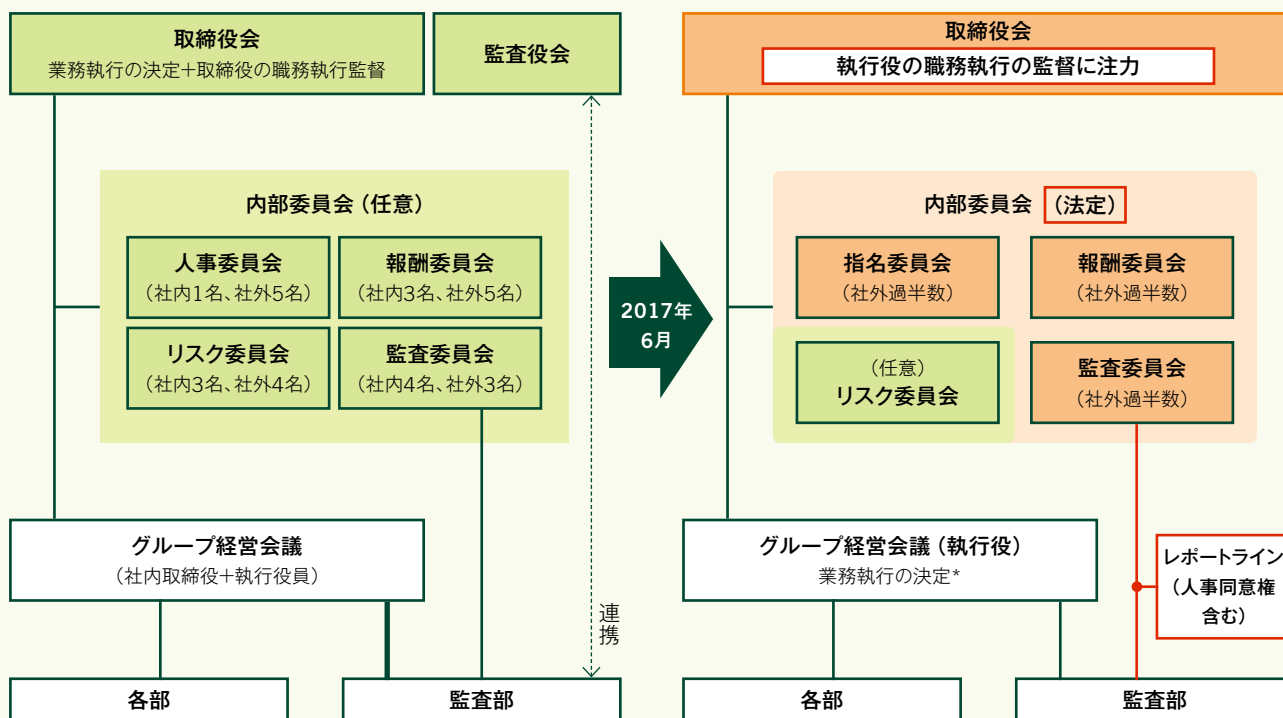
三井住友銀行の体制

三井住友銀行でも、取締役会に内部委員会を設けていない点を除き、持株会社の三井住友フィナンシャルグループとほぼ同様の体制を敷いています。なお、三井住友銀行では、

取締役17名中3名が社外取締役、監査役6名中3名が社外監査役です。また、業務全般の統括等、SMFGで取締役社長が担っている職務については、頭取が担っています。

▶ 指名委員会等設置会社への移行

持株会社の三井住友フィナンシャルグループは、前述の通り、監査役会設置会社として強固なガバナンス体制を整備してきましたが、今般、ガバナンス体制のさらなる強化に向けて、2017年6月に開催予定の定時株主総会での承認を前提として、グローバルに広く認知され、国際的な金融規制・監督とも親和性の高い指名委員会等設置会社へ移行する方針を決定しました。



* 法令等で取締役会等の権限とされたものを除く